

第2期重点項目の実施状況に関する評価（案）

平成20年10月31日

「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」（平成18年2月知的財産戦略本部決定）において、第2期に特に重点的に知的財産政策を推進していくとされた項目（第2期重点項目）として掲げられた事項について、その実施状況を評価すると以下のとおり。

注：今回は資料2に関連する部分についてのみ抜粋して取り上げている。

第2期重点項目	第2期重点項目に対する主な取組	評価
<p>i) 国際的な展開</p> <p>世界特許システムの実現、諸外国に対する知的財産重視への働きかけ、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の実現、国際標準化活動の推進、国際公共政策に係る議論への参画など、グローバルな視点に立った知的財産戦略を展開する。</p>	<p>先進国間の特許法調和へ向けた議論を主導し、米国の先願主義移行を働きかけるなど、各国の特許制度と運用の調和に努め、世界特許システムの早期実現を目指す。</p> <p>国際的な議論の場において、途上国から知的財産制度自体への異論が提起されていることも踏まえ、国際公共政策に係る議論への参画など、相互理解と国際的なコンセンサスづくりに積極的に貢献する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特許法の実体面についての調和を目指した「実体特許法条約」（SPLT）に関し、主要先進国は特許制度の調和に関する先進国会合を開催して検討を進め、2006年9月、先願主義への統一を含むSPLTの骨子案をベースに、条約草案の作成を行うことにつき一致した。2007年9月の先進国全体会合では、先願主義への移行グレースピリオドの拡大等が含まれる議長提案の項目リストについて議論し、各国間で一定の理解が得られたものの、一部項目につき意見の相違があり、更なる検討を進めることにつき一致した。 ● 2007年11月の日米欧三極特許庁長官会合において、日米欧三極共通の出願様式について一致した。 ● WIPO、生物多様性条約、WTO、WHO等の国際会議に関係省庁で協議調整の上適切に対応。特に、遺伝資源に関する問題では、一つの解決策として日本のポジションペーパーを関係業界とも調整の上作成し、議論に貢献。 ● 2006年12月、遺伝資源や伝統的知識、フォークロア（民謡などの伝統的文化表現）の扱い、知的財産と公衆衛生の問題など、知財政策と他の様々な国際公共政策との関係について我が国として適切な対応が図ることができるよう、関係省庁で情報共有及び連絡調整を行う「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」を開催した。 	<p>第2期重点項目として指摘された取組は進められたが、未だ不十分。資料2「2.（1）①国際知財システムの構築に向けた取組の強化」において今後の取組の方向性について検討。</p> <p>第2期の重点項目として指摘された取組は進められたが、今後とも引き続き、WIPO等の国際的な議論に積極的に参画していくことが必要。</p>

<p>iii) 大学等における知的財産の創造と産学連携の推進</p> <p>大学等において、優れた研究開発成果が数多く生み出されるよう環境を整備するとともに、得られた研究成果を戦略的に保護し、産業界で活用するための取組の一層の進展を図る。</p>	<p>大学等において、量から質への特許戦略の転換を進め、基本特許取得のための取組を強化するとともに、権利取得だけでなく、社会に活用することに重点を置いた取組を進める。</p> <p>大学等における自由な研究活動を確保するため、大学等の研究において他者の特許を円滑に使用するためのルールを整備するとともに、ライフサイエンス等の先端技術分野が抱える知的財産の諸問題について、幅広い観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>共同研究や委託研究を円滑に推進するため、不実施補償などの問題について、産学間での相互理解をさらに深め、柔軟かつ迅速な契約実務につなげる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2005年から、産業技術の今後の展望や技術的課題を産学官で共有するため、研究開発成果が製品・サービスへつながる道筋や技術目標を示す「技術戦略マップ」を策定し、毎年見直している。 ● 2007年度申請分より、科学技術振興機構（JST）が実施している「技術移転支援センター（海外特許出願支援）」の大学等の申請前調査や一部自己負担を導入し、より特許の質を重視した重点的支援を実施。 ● 基本特許につながるものが特に期待される独創的・革新的な研究を促進するため、「大挑戦研究枠」として「さきがけ大挑戦研究型」を2009年度概算要求に計上。 ● 2006年5月、総合科学技術会議において、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知財権についての研究ライセンスに関する指針」が決定された。 ● 2007年3月、総合科学技術会議において「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」が作成され、これを踏まえて、同年12月、「ライフサイエンス分野のリサーチツール特許等に係る統合データベース関係局長等会議」が設置された。 ● 2007年11月、本専門調査会において「分野別知的財産戦略」を策定し、科学技術基本計画で定めた重点推進分野（ライフサイエンス、IT、環境、ナノテクノロジー・材料）における知財上の現状と対応策等を整理するとともに、我が国として今後取り組むべき知的財産戦略の基本的な在り方をまとめた。 ● 2006年及び2007年に、大学等における知財の管理や活用等のルールづくりを促すために文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」により次の報告書が取りまとめられ、関係機関に周知された。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「新たな時代に対応した共同・受託研究契約のあり方」 ➢ 「産学官連携のために知的財産を運用する上で生じる特許法等の問題点と課題」 ➢ 「産学官連携における連携対応の問題点について」 ➢ 「柔軟かつ迅速に契約交渉を行うための共同研究契約モデル」 ➢ 「国際産学官連携推進のための共同研究契約のあり方」 	<p>第2期重点事項として指摘された取組は進められたものの、全体としては未だ改善の余地が大きい。資料2「1. ① 大学、研究機関、企業における創造力の強化」において今後の取組の方向性について検討。</p> <p>第2期重点事項として指摘された取組は進められ、必要な環境整備が行われつつあるが、引き続きフォローアップが必要。</p> <p>第2期重点事項の指摘を踏まえ必要なルール作りのための取組が進められ、産学間の相互理解が深まり、契約実務が改善しつつあるが、例えば不実施補償に関する認識の違いが成果の活用に当たっての妨げとならないよう、引き続きフォローアップが必要。</p>
--	--	--	--

	<p>利益相反に関するルールなど、大学等における知的財産に関するルール整備とマネジメントの充実に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2006年及び2007年、大学等において産学連携活動を行うに当たり生じる利益相反に関する問題に対して、文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」により次の報告書がまとめられ、関係機関に周知された。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」 ➢ 「利益相反事例解析と自己評価方法の確立」 	<p>第2期重点事項の指摘を踏まえ必要なルールづくりのための取組が進められ、主要大学等においてルールが整備されたが、マネジメントについては引き続きその充実に取り組むことが必要。</p>
	<p>各大学における産学連携の方針や知的財産に基づくライセンス収入や共同研究・受託研究の獲得状況など、大学毎の個別の事情に応じ、大学知的財産本部とTLOの連携のあり方の評価・分析を行い、総合的な体制整備を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2006年8月、科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会において「審議状況報告～大学等の国際的な産学官連携活動の強化について～」がとりまとめられた。 ● 2007年4月、産業構造審議会 産業技術分科会 産学連携推進小委員会において「産学連携の現状と今後の取組」が取りまとめられ、各大学・大学知的財産本部・TLOに対し周知された。 ● 2007年8月、今後の産学官連携についての基本的な考え方等に関して、科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会において「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて(審議のまとめ)」がとりまとめられた。 	<p>第2期重点事項の指摘を踏まえた取組により、大学知的財産本部とTLOの関係について、大学毎の個別の事情に応じて、国立大学法人がTLOに出資、業務委託、内部化する等の多様化が進んでいるものの、人材等必要なリソースが不足している。資料2「1. ②産学官連携による知的財産の円滑な事業化」において今後の取組の方向性について検討。</p>
<p>iv) 出願構造改革・特許審査の迅速化</p> <p>国内出願偏重の出願構造を改め、国際的な特許取得戦略</p>	<p>ビジネスの国際化にかんがみ、海外への出願割合を増加させるなど、世界的視野に立った知的財産戦略を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業界団体や出願上位企業を中心に、特許庁と企業経営者や実務者等との間で意見交換が行われ、先行技術調査の充実による研究開発効率の向上や国際関連出願への重点化など権利の戦略的取得を促した。2007年度は延べ350社以上と意見交換を実施。 ● 2006年7月、経済産業大臣と産業界の有識者が参加した「特許戦略懇談会」が開催され、産業財産権の戦略的な取得・活用の在り方等に関し自由な意見交換を実施。 	<p>グローバル出願率は、2001年の17%から、2006年の23%へと増加したが、米国(46%)、欧州(60%)と比較すると、未だ低い状況。ただし、外国への出願数は2006年時</p>

<p>を推進するとともに、先行技術調査のための検索ツールの提供により質の高い特許出願を促す。また、特許審査の迅速化により、権利の早期確定による産業の安定した発展に貢献する。</p>	<p>優れた知的財産の創出や権利取得のために主要国の特許情報や科学情報が十分に活用されるよう先行技術調査を行うための効率的で安価な検索ツールやデータベースの提供を行うとともに、審査官の検索ノウハウの公開を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的で安価な検索ツールやデータベースの提供については、特許電子図書館（IPDL）の機能追加等を実施。具体的には、2006年度には、審査書類情報の提供対象の拡大、検索項目の追加によるテキスト検索の際の入力機能の向上、審査経過情報へのアクセスの容易化、国内公報と外国公報（和文抄録）を同時に検索する機能の追加等を実施。また、2007年度には、全文テキスト検索機能を追加。 ● 審査官の検索ノウハウの公開については、特許審査官と同等のサーチ端末を工業所有権情報・研修館の公報閲覧室に16台設置するとともに、検索エキスパート研修を工業所有権情報・研修館において実施。 	<p>点では日本、米国、欧州とも16.5万件前後（特許庁「特許行政年次報告書2008年度版」に基づき集計）でほぼ同じ。</p> <p>第2期重点項目で指摘された取組は実施された。</p>
--	---	---	---

以上